

76 池田文書からみたお玉ヶ池種痘所

開設の前夜

深瀬泰 旦

安政四年六月にお玉ヶ池種痘所設立の協議を開始した伊東玄朴や大槻俊斎は、勘定奉行川路左衛門尉聖謨を名

義人として幕府に願ひ書を提出した。翌安政五年一月にその許可が下付された旨の知らせが、大槻俊斎のもとにもたらされた。この知らせをうけた俊斎はただちに池田多仲のもとに「右普請早々取掛申度、御手透次第伊東之方か拙宅へ御出被下度奉願候」(第六六六号文書)との一書を報じた。この正月一八日付の書状によつて俊斎たちが、いかにその許可を首を長くして待ち望んでいたかの様子がうかがえる。

それにもかかわらず図面の仕上がりが遅れていたの

で、二二日になつても俊斎たちはそれを見ることができず、いらいらしている様子がみえる(第六七八号文書)。

資金調達のための回状が蘭方医たちに送達され、その呼びかけに応じて八三名が設立人名簿に署名して、建設資金として五八〇両の拠出金をあつめることができた。

種痘所はお玉ヶ池近くの誓願寺前にある川路の拝領屋敷におかれる予定であった。ただちに普請にとりかかつて、五月七日にはいよいよ開設の運びにこぎつけることができた。その前夜五月六日には、翌日の開設準備にいそがしい様子が俊斎と玄朴の書状にみえる。

扱被仰置候明日集会之節、茶漬飯指出候方可然旨、伊東君にて被仰候由、至極御同意仕候、併四拾人余、二も可有之、無人之処にて中々届兼候半ト奉存候、左候時は仕出し屋ニても申付、膳碗並給仕人迄も先方之もの不相頼候ては行届兼候半ト奉存候、余り横行ニ相成候哉ト奉存候、夫よりは幕之内と申様な握飯ニ煮染香の物杯折二入、壱人前ツツ指出候方如何可有之哉ニ奉存候(第六七五号文書)

と書送っている。この書状をみた多仲はただちに玄朴に連絡をとった。そこで玄朴は、さきのような提案をしたものの俊斎の提言をうけいれて、

小田町弁松と申弁当屋松五郎と申者之、……是へ御
 申付被成、……四十人前笹折ニ致シ遣呉候様今日御
 申付可被下候 (第二二八六号文書)

と多仲に助言をあたえ、「貴公様御直々御出御頼可申候」と細かい点にまで指示をあたえている。

当日の会場の配置については俊斎は多仲から依頼のあった花瓶や毛氈をとどけて、「生花等被成候ニハ及申間敷、程能き御取計ニて宜敷奉存候」と助言している。玄朴も毛氈二枚と火鉢二個を届けながらも、「燭台ハ不用也、花池も御無用、余り花美成ル事ハ御無用」と玄朴らしからぬ指示をあたえている。

これらの書状によつて俊斎の懇切丁寧な心配りと万事控えめの様子がかがえらるとともに、何ごとにも派手にわたる性格の玄朴までが、このような意向をもつていたことに奇異の感じをいだかざるをえない。漸くの思いで種痘所建設という大事業をここまでこぎつけた兩人にすれば、あまり華美にわたる会合をもつことによつて、世間の人々——とくに漢方医たち——にいらざる刺激をあたえたくないとの意向があつたのではないかと考えられ

る。

伊東玄朴の片腕として、万遺漏なきよう開設準備に余念のない池田多仲ではあつたが、それでも上手の手から水が漏れるの譬えのように、その前夜になつても種痘所の公印がまだ出来上がつていなかった。刻師に依頼してあつたその公印が種痘所にとどけられたのは、五日後の五月一二日の夜のことであつた (第二〇四号文書)。

(順天堂大学医学部医史学研究室)